

選定療養費について

特定療養費に係る厚生労働大臣が定める基準を満たしているとして、下記の届出を行っています。

- 保険医療機関が表示する診療時間外の時間における診察に関する事項に基づき、「緊急受診の必要性はない場合に時間外診療を受診された場合、患者様が自己の都合により時間外診療を希望した場合」については、患者様より別途、料金（1,650円）を徴収いたします。
- 入院期間が180日を超える入院について、厚生労働大臣の定める状態等の患者様を除き、1,010円/日をご負担いただきます。
- 希望される患者様は、差額のかかる特別な病床に入院することができます。
3,300円/日：12床